

福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政の効率性、透明性及び公平性を高めるため、附属機関及び協議会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。

2 この要綱において「協議会等」とは、学識経験者、市民等の意見を聴くために設置するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市民団体、関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- (2) 市職員のみで構成されるもの
- (3) イベント等の実行委員会及びこれに準ずるもの
- (4) その他この要綱の対象とすることが不適当なもの

(附属機関等の設置)

第3条 附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の附属機関等と設置目的又は所掌事務が重複し、又は類似しないものであること。
- (2) 既存の附属機関等又は他の行政手段の活用では課題の解決が不可能であり、又は著しく困難であること。
- (3) 委員の数は、20人以内とすること。ただし、法令若しくは条例に定めがある場合又はその他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 臨時的な附属機関等については、設置期限を明示すること。

2 附属機関等を新たに設置しようとする局長、区長又は室長（以下「局長等」という。）は、原則として、附属機関については設置の3ヶ月前までに、協議会等については設置の2ヶ月前までに、附属機関等の設置に係る協議書（様式第1号）により、当該設置に関し総務企画局長と協議するものとする。

(協議会等の設置に係る留意事項)

第4条 協議会等は合議制機関として機関としての意見を表明する附属機関と異なり、あくまで出席者の意見の表明又は意見交換の場であるという基本的性格に鑑み、設置に当たっては次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 名称には、審査会、審議会、調査会その他附属機関と誤認されるような文字を用いないこと。
- (2) 委員の意見のとりまとめについては、個々の委員の意見表明の形をとり、機関としての意見の表明と紛らわしい諮問・答申の形をとらないこと。
- (3) 定足数及び採決の方法を定めないこと。
- (4) その他設置及び運営に関しては、附属機関と紛らわしい措置をとらないこと。

(附属機関等の廃止又は統合)

第5条 次の各号の何れかに該当する附属機関等は、遅滞なく廃止し、又は他の附属機関等と統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
 - (2) 情勢の変化等により必要性が低下したもの
 - (3) 1年以上活動実績がない等、活動が著しく不活発なもの
 - (4) 他の行政手段での対応がより適切と考えられるもの
 - (5) 設置目的又は所掌事務が他の附属機関等と重複し、又は類似しているもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、効率的又は効果的な行政運営の観点から、廃止又は他の附属機関等との統合が望ましいと判断されるもの
- 2 附属機関等を廃止し、又は統合しようとする局長等は、附属機関等の廃止又は統合に係る通知書（様式第2号）により、総務企画局長に通知するものとする。

(附属機関等の委員の選任)

第6条 附属機関等の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広汎な分野から清新な人材を起用するよう努めること。
- (2) 年齢層が偏らないよう努めること。
- (3) 附属機関等の設置目的、内容等を勘案し、広く市民の意見を取り入れることが適当と考えられるものについては、可能な限り委員を公募すること。
- (4) 附属機関等の委員の兼職の数は、4を限度とすること。ただし、臨時的に設置される附属機関等の委員については、この限りでない。
- (5) 委員の在任期間は、最初に就任したときからの任期を通算して12年を限度とすること。
- (6) 当該附属機関等の所掌事務等について、特別の利害関係を有し、当該附属機関等の公平性・公正性を損なうおそれがある者は、委員に選任しない。
ただし、当該附属機関等の所掌事務等に対し、利害関係を有するものを委員とする特段の事情がある場合はこの限りでない。
- (7) 審議会等への女性の参画促進に関する要綱（平成12年10月1日制定）に基づき、市民局男女共同参画課と協議を行うこと。

2 前項第1号から第5号までの規定は、次の各号の何れかに該当する場合には、適用しないことができる。

- (1) 委員の選任について法令又は条例に定めがある場合
- (2) 委員に委嘱しようとする者が市議会議員又は関係行政機関の職員である場合
- (3) 委員に委嘱しようとする者が当該附属機関等の所掌事務と密接な関連を有する団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者である場合
- (4) 専門的な知識又は経験を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合

(附属機関等の運営)

第7条 附属機関等の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の会議を開催するに当たっては、会議の名称、開催の日時及び場所、議題、会議の公開又は非公開の別その他必要な事項をあらかじめ公表すること。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。
- (2) 附属機関等の会議の公開又は非公開については、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「公開条例」という。）第38条の規定により当該附属機関等においてあらかじめ決定すること。
- (3) 前号の規定により附属機関等の会議を公開とすることを決定したときは、当該附属機関等においてあらかじめ傍聴の手続等について定めるとともに、傍聴者に対し会議の資料（公開条例第7条各号に掲げる情報に該当する部分を除く。）を提供すること。
- (4) 第2号の規定により附属機関等の会議を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにするとともに、当該附属機関等の委員に対し、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の守秘義務を負うことについてあらかじめ書面により確認すること。
- (5) 附属機関等の会議の議事録は、議題に対する審議内容、結論等が明確になるよう作成すること。ただし、特別の事情があるときは、理由を明らかにして作成しないことができる。
- (6) 公開条例第36条第2項第4号に規定する附属機関等の答申、報告書、議事録、会議資料等を公表しないときは、その理由を明らかにすること。
- (7) 第6条第6号但し書きの規定による委員が附属機関等の会議に出席する場合、必要に応じて委員の除斥に関する規定を設ける等、公平性・公正性を担保する措置を講ずること。

附 則

(施行期日)

改正後のこの要綱の規定は、平成29年4月1日から施行する。